

関西学院大学 研究成果報告

関西学院大学 学長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：鮎川 潤

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	個人特別研究費
研究課題	政治家の犯罪に関する研究
研究実施場所	大学内
研究期間	2015年4月1日 ～2016年3月31日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

この個人特別研究費の成果は、2017年3月に出版された単著『犯罪と刑事政策：国際的・比較文化的アプローチ』（昭和堂）の第8章「司法——政治家の犯罪を中心として」（179-231頁）において公表された。その研究成果物については、研究推進社会連携機構へ提出されているところであるが、以下において研究成果の概要を述べることにしたい。

まず日本は、欧米諸国と比較して、選挙活動に対する規制が強いと考えられる。日本では、選挙の宣伝カーは候補者の名前か、それに加えて政党名、短い候補者のキャッチフレーズをけたたましく連呼するだけであるが、その理由は公職選挙法にある。候補者が自己の公約について丁寧に説明するのは演説となり、それを行うことができるのは、演説会場や、車を止めたり、自分で徒歩で立ち止まって、そこにあらかじめ定められている選挙管理委員会から配布された旗を立てて行わなければならないからである。これに対して、例えばスウェーデンの選挙は、駅前に小屋がいくつも建って、運動員が通行人に自由に話しかけたり、資料が置かれた小屋の中で腰かけて話し込んだりする。大学のキャンパスでも同様で、ボールペンなどのちょっとした品物が用意され、相互作用による自由なディスコースが成立している。日本では、戸別訪問が許されていないが、スウェーデンでは自由である。（戸別訪問の禁止が憲法違反だという下級審の判断が日本において出されたこともあったが、控訴審で破棄されている。）

選挙運動と関係した事件として、2003年に鹿児島県で起きたとされた公職選挙法違反事件が注目に値する。県議会議員に立候補を予定していた者の運動員らによってある集落の人に金を渡して投票と票の取りまとめを依頼する買収が行われたという容疑であったが、無罪が確定した。この事件では、容疑者を複数回長期間にわたって勾留し、長時間にわたる取り調べが行われ、弁護士との接見も妨害され、取り調べの際にはさまざまな脅迫的言辞が用いられたりし、捜査官の一部の者に対する公務員暴行陵虐罪が成立するほどであった。

世界の政治家の犯罪に目を移すと、アメリカ合衆国における政治家の犯罪は、政治活動に関するものであれ、政治活動に無関係なものであれバラエティに富んでいる。州知事の犯罪としては、イリノイ州知事経験者のうち4人が有罪判決を受けて受刑していることが注目される。例えば任期中に責に問われた最初の知事は、競馬場の管理者に開催日について便宜を図り、ストックオプションを受け取り、任期中にそれを売却して利益を得たというもので、3年の実刑判決が下った。ただし、日本とは異なり、政治家を訴追するカウンティ（郡）、州あるいは連邦の各地域の検察官（検事総長）が、住民の選挙によって選ばれたり、大統領などの政治家によって任命されたりしていること、さらにそれらの検察官が次期の州知事や市長などの高い政治的地位の獲得を狙っており、それらの地位は住民による選挙で当選することによって達成されるという政治的、行政的システムが影響していると考えられる面がある。

政治家による汚職の世界各国間の比較は容易ではないが、類型化の試みが行われている。そうした試みの一つとしては、例えばアジアの政治家による汚職に注目して4類型に分類したものがあある。そこでは日本の政治家の汚職は市場の自由競争によって選択が行われるのではなく、政治家の介入や影響力によって何が採用されるのかが決定されるという「市場影響型」とされる。これに対して韓国は大統領とその一族と結びついて便益を得たり、財閥から非常に集権化したエリート官僚に対して工作が行われ、エリート官僚間のネットワークが大きな役割を果たすエリート「官僚カルテル型」とされる。中国に関しては「公務員権力者型」、フィリピン、インド、マレーシア、タイ、バングラデッシュ、パキスタン、ネパール、スリランカなどは「寡頭的な一族による支配型」とされている。（Johnson, Michael, "Japan, Korea, the Philippines, China: Four syndromes of corruption," *Crime, Law and Social Change*, Vol.49, pp. 205-223, in Rothstein, Bo, ed., *Political Corruption*, Edward Edgar Publishing, 2015, pp. 680-698.）

世界の諸国に目を広げ、さまざまに異なる指標を用いて比較した場合でも、汚職の少ない国として最上位を占めるのはデンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェイといった北欧諸国である。その理由は、高い投票率に示されるように一般の人々の政治意識の高さ、日常生活における政治的活動の活発さと政治的意思決定過程の透明性が大きく影響していると考えられる。

あえていうならば、日本の政治における選挙制度は、いわば国民を性悪説に立って国民の自由な行為を規制するという観点から作られているために、かえって一般の国民と政治との間に距離を作ってしまう、投票率も低く、政治家の専横を許し、政治家の汚職をはじめとする違法な行動や、法の趣旨を尊重しているとはいいがたい逸脱行動を誘発してしまう傾向にあるようにも考えられる。

なお、本研究においては、戦後まもなく発生した昭和電工事件等の国政の中枢における贈収賄事件や、東京地検特捜部が担当した政治家による犯罪事件についても検討を行った。

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください

報告用紙②

い。

- ◆ 研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。